

造山古墳VRコンテンツ制作等業務委託に係る質問回答

令和7年3月6日

岡山ビジットアソシエーション

番号	項目	質問内容	回答
1	仕様書「4 委託業務の内容(1)高精細CG作成」について	高精細CGの制作において、委託者が提供する図面等はいつ提供されるのか。また図面等の資料はどのような形式で提供されるか。	測量図と航空写真を委託契約後すぐに提供が可能です。 形式については、測量図はT I F・D G N・P D F、航空写真についてはT I Fの形式で提供いたします。
2		岡山ビジットアソシエーション様との取引にあたり、規約等、概要が分かる資料を事前にご提供いただくことは可能でしょうか。	規約については別紙の通りです。
3			

岡山ビジットアソシエーション規約

(名 称)

第1条 本会は、岡山ビジットアソシエーション（英文名 Okayama Visitors Association。以下「OVA」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、岡山市が有する歴史・文化・自然などの魅力や中四国の交通結節点という地の利などの優位性を国内外へプロモーションし、知名度及び都市イメージの向上を図るとともに、市内の滞在性や回遊性の向上のためのしきけづくりを行い、もって岡山市の政策実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 情報発信及び観光プロモーションに関する事業
- (2) 受入環境の整備・充実に関する事業
- (3) 交流・連携の推進に関する事業
- (4) その他前条の目的達成のために必要な事業

(組 織)

第4条 本会は、岡山市、岡山商工会議所及び（公社）おかやま観光コンベンション協会をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 委 員 若干名
- (4) 監 事 1名

2 会長は、岡山市産業観光局観光部プロモーション・MICE 推進課の事務を所掌する局長をもって充てる。

3 副会長は、岡山商工会議所専務理事及び（公社）おかやま観光コンベンション協会専務理事をもってこれに充てる。

4 委員及び監事は、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第6条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

3 委員は、重要会務を審議する。

4 監事は、会計を監査する。

(会議)

第7条 OVAの会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（副会長を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会議は、次の事項を協議し、決議する。

(1) OVAの規約の改正に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること。

(4) その他重要な事項に関すること。

(会計)

第8条 OVAの経費は、岡山市、岡山商工会議所及び（公社）おかやま観光コンベンション協会からの負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第9条 OVAの事務局は、岡山市産業観光局観光部プロモーション・MICE推進課内に置く。また、事務局分室を（公社）おかやま観光コンベンション協会内に置く。

2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年5月20日から施行する。

この規約は、平成25年5月 2日から施行する。

この規約は、平成26年4月30日から施行する。

この規約は、平成29年4月 1日から施行する。

この規約は、平成30年4月 1日から施行する。

この規約は、平成31年4月17日から施行する。

この規約は、令和2年4月 1日から施行する。

この規約は、令和6年4月10日から施行する。